

# 総務警察委員会記録

開催日時 令和2年6月29日(月) 13:05~15:08

開催場所 第2委員会室

出席委員 9名

乾 浩之 委員長  
山本 進章 副委員長  
亀甲 義明 委員  
松本 宗弘 委員  
清水 勉 委員  
中野 雅史 委員  
荻田 義雄 委員  
山村 幸穂 委員  
猪奥 美里 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山下 総務部長  
杉中 危機管理監  
前阪 南部東部振興監  
大橋 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

## (1) 議案の審査について

議第54号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会 所管分)

議第58号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議第59号 奈良県税条例の一部を改正する条例

議第61号 奈良県文化財防火対策推進条例

議第63号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

報第2号 令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

令和元年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(総務警察委員会 所管分)

令和元年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(総務警察委員会 所管分)

報第16号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について

報第20号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について  
奈良県税条例の一部を改正する条例

報第21号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について  
奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例

(総務警察委員会 所管分)

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例  
自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会 所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○乾委員長 ただいまから総務警察委員会を開会します。

また、中野委員は遅れるとの連絡を受けていますので、ご了解願います。

今定例会においては、密集、密接を避けるため、各委員室の傍聴人の定員を5人としています。この後、傍聴の申出があれば、5人を限度に入室していただきますので、ご了承ください。

それでは、案件に入ります前に、常時出席を求める理事者の変更についてです。

今般の組織の見直し等により、出席要求する理事者を変更する必要が生じたので、お手元に配付しています資料のとおり変更し、出席要求をしていますのでご了承ください。

次に、さきの人事異動で理事者にも異動がありましたので、理事者の紹介をお願いします。

まず、総務部長より自己紹介の後、関係次長・課長を紹介願います。

○山下総務部長 総務部長を拝命いたしました山下でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、引き続きまして、異動のあった職員の紹介をさせていただきます。

まず、舟木総務部次長総務企画管理室長事務取扱でございます。

○舟木総務部次長 舟木でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 吉井政策推進課長でございます。

○吉井政策推進課長 吉井です。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 山崎統計分析課長でございます。

○山崎統計分析課長 山崎です。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 森本市町村振興課長でございます。

○森本市町村振興課長 森本でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 永井法務文書課長でございます。

○永井法務文書課長 永井でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 浅見行政・人材マネジメント課長でございます。

○浅見行政・人材マネジメント課長 浅見でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 中野人事課長でございます。

○中野人事課長 中野でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 村田総務厚生センター所長でございます。

○村田総務厚生センター所長 村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下総務部長 向井管財課長でございます。

○向井管財課長 向井でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 尾崎ファシリティマネジメント室長でございます。

○尾崎ファシリティマネジメント室長 尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

○山下総務部長 どうぞよろしくお願いいたします。

○乾委員長 次に、危機管理監より、関係課長を紹介願います。

○杉中危機管理監 それでは、私から、異動のありました職員のご紹介をします。大澤消防救急課長でございます。

○大澤消防救急課長 大澤でございます。よろしくお願いいたします。

○杉中危機管理監 どうぞよろしくお願いいたします。

○乾委員長 ありがとうございます。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりです。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、南部東部振興監、危機管理監、警察本部長の順に説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては着席にてご説明、ご報告願います。

○山下総務部長 それでは、第342回定例県議会提出の議案について、全体の概要及び総務部と議会に関する事項について、ご説明します。「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の目次を御覧願います。

6月18日に提出しました議案は、議題54号及び議題55号の予算が2件、議題56から議題63号までの条例が8件、議題64号から議題69号までの契約等が6件、報第2号から報第21号までの、繰越や公社等の経営状況の報告等報告が20件、合計36件です。

以下、南部東部振興監所管分と危機管理監所管分を除く総務部と議会に関するものについて説明し、その他については、それぞれの部局長が所管の委員会で説明し、補正予算案及び条例案については、後ほど、別途配付した資料によりご説明します。

「令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他」の50ページから59ページまでが報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。一般会計全体で明許費繰越が66件、282億3、215万円余り、事故繰越しが18件、3億7、356万円余です。

総務部に関するものは明許費繰越が1件です。51ページの3段目の第3款地域振興費、第2項市町村振興費、公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金ですが、事業主体である市町村の工事の遅延により、記載のとおり繰り越したものです。

続いて、77ページ、報第20号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分報告についてです。このうち総務部に関するものは奈良県税条例の一部を改正する条例1件です。4月30日から施行が必要な地方税法の改正に伴う所要の改正を4月30日付で専決したものです。

改正内容は2点あり、1点目は、収入が大幅に減少し、一時に税の納付・納入が困難と認められる場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を行う措置を講ずること、2点目は、耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取

得税の特例措置について、当該住宅取得から6か月以内に入居できなかった場合においても、一定の要件を満たし、耐震改修後6か月以内に入居すれば当該特例措置を適用することです。

続いて86ページは、報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。このうち総務部に関するものは、2段目の奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例等の一部を改正する条例の1件ですが、これは、県に置かれる部の名称の変更に伴い、関係条例を整理するため、所要の改正を令和2年3月31日付で専決させていただいたものです。

続いて、補正予算案について、別途配付している「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」により内容をご説明します。

4ページ記載の一般会計補正予算案第3号について、歳入、歳出はそれぞれ364億7,600万円余の増額です。今回の補正予算は、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部において取りまとめた対処方針等に基づき、感染拡大防止と、社会活動正常化・経済活動活性化の両立のために必要な経費について計上するもので、その内訳は御覽のとおりです。

歳入予算は、特定財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国庫支出金を346億6,900万円余、新型コロナウイルス感染症対策事業寄附金などの寄附金を2億100万円、地域医療介護総合確保基金繰入金などの繰入金を4億7,400万円余、中小企業基盤整備機構収入などの諸収入を1億6,300円余、感染症対策設備整備事業債などの県債を7億200万円余計上するとともに、残余の一般財源として地方特例交付金を1億3,000万円、財政調整基金繰入金を3億6,500万円余計上しています。また、自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長に伴い、県税収入減が見込まれることから、2億3,000万円を減額しています。なお、歳入歳出の款・項の内訳は、先ほど御覧いただきました議案書に記載しています。

次に、歳出予算について、南部東部振興監所管分と危機管理監所管分を除く総務部と議会に関するものを6件ご説明します。

5ページ最下段、1 感染拡大防止対策の徹底の、県有施設感染拡大防止事業は、県有施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、必要な備品等を整備するものです。このうち総務部所管分の補正予算額は400万円です。

17ページ、下から3段目のオンライン会議推進事業は、県庁におけるオンライン会

議の環境を整備するものです。

続いて、18ページ5 市町村支援を通じた取組の2段目、社会経済回復「奈良モデル」応援補助金は、社会活動正常化や経済活動活性化を、市町村との連携・協働により推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、子育て支援、消費の喚起等の取組に対し、補助するものです。

19ページの、6 その他の1段目、議員報酬、知事及び副知事の給料の改定に伴う減額は、新型コロナウイルス感染症対策の財源に充当するための減額です。

その次の段の、県税交付金です。先に申し述べた自動車税の環境性能割の減収に伴う市町村交付金の減です。

次の段の、予備費は、新型コロナウイルス感染症への対応等に関し、予見し難い予算の不足に緊急に対応するための経費です。

続いて、条例の説明資料は、令和2年6月定例県議会提出条例です。

私からは、総務部所管に係る条例案について、3件ご説明します。

3ページの議題58号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例を定める等のため、所要の改正を行うものです。公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしています。

7ページの議題59号、奈良県税条例の一部を改正する条例は、地方税法の改正に伴い奈良県税条例の改正が必要となったため、提案させていただくものです。

改正案の概要として主なものを3点ご説明します。1点目は個人県民税関係について、要旨記載欄の1の(1)から(3)に記載分は、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に係る非課税措置及び所得控除の見直しを行うもの、(5)に記載分は、イベント中止等による入場料金等の払い戻しを辞退した場合、当該金額を寄附金税額控除の対象とする措置を講じるものです。

2点目は、9ページの4 たばこ税関係について、重さに比例して課税する葉巻たばこのうち、1本の重量が1グラム未満の軽量なものについて、紙巻きたばこ1本当たりと同じ税率を適用するものです。

3点目は5 自動車税関係として、環境性能割の臨時的軽減税率について6か月延長するなど所要の改正を行うものです。施行期日は一部を除き公布の日としています。

35ページの、議題63号、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例は、地方

自治法の改正に伴い、知事等の県に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し必要な事項を定めようとするものです。施行期日は公布の日としています。

以上が、今回提出している議案の概要の総務部と議会に係るものです。どうぞご審議よろしくをお願いします。

○前阪南部東部振興監 私からは、令和2年6月定例県議会提出予算案のうち、南部東部振興監所管の事業についてご説明します。

「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」の15ページの上から3段目、奥大和地域誘客促進事業です。観光局が実施する県民向けの県内宿泊促進キャンペーン事業と合わせて、奥大和地域への誘客を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアートイベントを開催します。また、奥大和地域への来訪の機運を醸成するためのオンライン等によるプロモーションも実施する予定です。

以上で、南部東部振興監所管事業についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○杉中危機管理監 私からは、令和2年度一般会計補正予算案のうち、危機管理監所管の事業についてご説明します。

「令和2年6月定例県議会提出予算案の概要」の5ページ、1番、感染拡大防止対策の徹底、感染者の早期発見・隔離の徹底のうち、6ページ上から2段目、避難所感染予防事業です。

新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時の避難所における感染予防のため必要となるマスク、消毒液などの物資を新たに県が備蓄するものです。財源としては、国の地方創生臨時交付金を充当したいと考えています。

続いて、条例案についてご説明します。令和2年6月定例県議会提出条例の28ページ、議題61号、奈良県文化財防火対策推進条例についてです。これは、文化財の防火対策の推進に関して、基本理念を定め、県並びに文化財所有者及び管理団体の責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、文化財の防火対策を推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、文化財の防火対策を総合的かつ計画的に推進し、もって貴重な文化財を次世代へ確実に継承していこうとするものです。

具体的には、県や市町村、文化財所有者、地域住民がチームとなって、所有者単位で防災計画を策定し、防火設備の設置、改修を図るとともに、日常の火気管理、点検強化、消火訓練の充実を促すことによって、総合的な文化財の防火対策の強化を図るものです。

この条例の制定を契機として、奈良県の大きな魅力である文化財、とりわけ木造建造物の文化財を守る持続的な防火対策を推進してまいる所存です。施行期日は、文化財所有者や県民への周知を要することから令和2年10月1日としています。よろしくご審議をお願いします。

○大橋警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明します。

初めに、令和2年度奈良県一般会計補正予算案について、令和2年6月定例県議会提出予算案の概要の5ページ最下段の、県有施設感染拡大防止事業です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため必要な装備品等を整備するものです。このうち警察本部所管分の補正予算額は200万円です。

6ページ一番上の、留置施設等感染予防事業は、留置管理業務や検死業務などにおける新型コロナウイルス感染症の感染を予防するため防護服等を整備するもので、補正予算額は記載のとおり2,000万円です。

次に、A4横長の冊子、令和2年度一般会計・特別会計補正予算案その他の50ページ、報第2号、令和元年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。警察本部に関するものは、明許費繰越が1件、事故繰越しが1件です。

まず、明許費繰越ですが、55ページ、第11款 警察費、第1項 警察管理費、警察施設地震防災対策推進事業ですが、高田警察署の耐震改修工事等において、令和元年7月に実施した入札が不調となりましたことから、記載のとおり繰り越したものです。

次に、事故繰越しですが、59ページの上から2段目、第11款 警察費、第1項 警察管理費、警察関係被服整備事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、原材料の調達に不測の日数を要したことから、記載のとおり繰越しをしたものです。

続いて、86ページ、報第21号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてです。このうち警察本部に関するものは5段目の条例改正、6段目の自動車事故に係る損害賠償額の決定についてです。

まず、5段目の、奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例ですが、古物営業法の改正に伴い、条文の整理を行うため、所要の改正を3月30日付で専決したものです。

次に、自動車事故に係る損害賠償額の決定について、令和2年4月1日以降に損害賠償額が決定したものです。93ページ、1番、2番及び4番、5番並びに94ページの9番の計5件、損害賠償額の合計額は140万709円であり、それぞれの事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日は記載のとおりです。安全運転の徹底及び



公用車の適正な管理については、これまでも指導を行っていますが、これについて再徹底し、事故防止に努めてまいります。

続いて、報第16号、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告についてです。令和元年度の業務報告並びに令和2年度事業計画書により説明します。

令和元年度業務報告書の1ページ、暴力団の情勢については1の概要のとおり依然として厳しく、この情勢を踏まえ、暴力団追放県民センターでは、暴力団のいない、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現に向け、県警察をはじめとする行政機関、地域及び職域の関係団体と連携を強化し、暴力団追放のための広報・啓発活動、地域経済団体等の暴力団排除組織に対する支援活動、暴力追放相談活動等を積極的に推進し、さらなる暴力団排除気運の高揚を図るための事業を実施いたしました。

事業の内容については、2の実施内容の(1)、広報・啓発事業に記載のとおりですが、第28回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催したほか、2ページに記載している各種広報・啓発活動を推進するとともに、暴力団排除気運の高揚に努めているところです。また、3ページ(2)地域・経済団体等に対する支援として、行政機関や事業者の責任者等に対する講習を行うとともに、資料提供などの支援活動を実施いたしました。そのほか、4ページ(4)救済更生促進事業として、暴力団離脱者の就労支援のさらなる推進を図るため、奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会の関係機関と連携し、新たに6社の企業を受入企業として登録するなど、社会復帰対策を推進しました。

次に、6ページ、令和元年度の決算報告の概要です。貸借対照表の当年度欄を御覧ください。

資産の合計額は、資産の部の表の中段、資産合計の欄のとおり、8億1,519万1,407円、負債の合計額は、負債の部の負債の合計欄のとおり、694万4,284円、差し引きますと、表の最下段、正味財産合計欄のとおり、8億824万7,123円となっています。

続いて、8ページから9ページを御覧ください。当年度の収支と事業支出との収支による正味財産の増減ですが、次の9ページの上から3分の2、正味財産期末残高の増減欄のとおり、前年度の比較では195万2,534円の減となっています。

続いて、12ページから13ページ、財産目録の内容については、資料記載のとおりです。なお、基本財産については、14ページの4.基本財産及び特定資産の増減及びその残高の表中の、当期末残高小計の欄の記載のとおり7億6,851万円で、増減は

ありません。

以上が、令和元年度の業務報告です。

次に、令和2年度の事業計画について、令和2年度事業計画書の1ページ、1の概要ですが、昨年度に引き続き各種施策を積極的に推進することとしています。

続いて、2の実施計画ですが、(1)暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業として、実施事項1に記載した暴力団・銃器追放奈良県民大会については、新型コロナウイルス感染抑止の観点から参加される県民の皆様の安全面等を第一に考慮した結果、今年度の開催を見送ることとしました。資料2ページから3ページ記載のその他の実施事項については、計画どおり推進することとしています。

次の、(2)地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業として、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施するとともに、県公安委員会からの委託事業である不当要求防止責任者講習については、約30回の開催を予定しています。

続いて、5ページ(3)暴力団員による不当な行為に対する相談支援事業として、常設窓口による相談、出張相談の開催のほか、暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援活動などを推進することとしています。

次に、7ページ、令和2年度の収支予算ですが、まず、経常収益については、基本財産運用益のほか、資料記載の収入を見込んでおり、表の経常収益計欄に記載のとおり、1,828万1,000円を計上しています。経常費用については、資料記載の予算を組んでいます。

以上が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告です。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○乾委員長** ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

**○清水委員** 警察の補正予算で、県有施設感染拡大防止事業として警察所管分が200万円、留置所分として2,000万円が計上されています。

せんだって一般質問でも田尻委員から質問もありました。警察官は人と密接に関わる仕事であり、特に気になるのが、行旅人や身元不明の方、逮捕時に相手の方がコロナウイルスに感染しているかどうか分からない状態で任務についておられます。追加で補正

いただいた、留置所で2,000万円、警察所管分で200万円の予算で、全署員のマスクや消毒用品等が足りているのかが心配です。県民の皆さんの安全・安心を直接守っていただいている警察官の業務なので、感染予防対策、今取り組まれている内容とともにご披露いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○**雨宮警務部長** 警察活動を進める上での新型コロナウイルス感染症予防対策について、警察職員は様々な方と接する機会が多いことから、新型コロナウイルス感染リスクが高だけでなく、一旦感染すれば治安維持に重大な影響を及ぼすため、適切な感染防止対策や、感染者が発生した場合の蔓延防止に向けた的確な措置を講じることが重要であると認識しています。そのため、県警察では各種感染防止対策を講じているところです。警察活動を進める上で、具体的な感染防止対策を申し上げますと、まず警察職員に対して、現場に行くときなども含め、マスクの着用や手洗い、手指の消毒等、基本的感染防止対策の徹底を指示するとともに、時差出勤や車両出勤の活用あるいは執務室の分散等を実施し、また新型コロナウイルスへの感染が疑われる者と接触した職員については、自宅待機を命じるなどの措置を取っているところです。

警察施設においては、消毒用アルコール等の配備や定期的な消毒等のほか、飛沫感染を防ぐために、警察本部や警察署の窓口等にアクリル板やビニールカーテンを設置しています。また、本年2月27日から緊急事態宣言が解除されるまでの期間、部内における定例的な会議を原則として取りやめたほか、警察主催の行事やイベントを中止または延期し、解除後も、開催の必要性・規模等について検討の上、感染防止対策を徹底した上で実施をしているところです。

個別の業務では、運転免許センターや警察署等における運転免許更新業務を、4月20日から5月21日までの間停止するなどの措置を実施しました。また、感染者が発生した場合に他者への感染リスクが非常に高い留置管理業務では、留置者に対し、必要に応じ、フェイスシールドや感染防護衣を着用するよう指示をしたほか、新規に留置したものについては原則おおむね1週間、単独房に留置するようにしているところです。

また、検死業務については、従事する者に対し、亡くなられた方が感染の疑いがある場合には、ゴーグルや感染防護衣を着用するなどの対策を取っています。

先ほど、消毒液等が足りているかというお話がありましたが、県警察では、マスクや消毒液等については当初予算で購入をしており、警察署に配布しているほか、6月の補正予算では、第2波に備えて、感染防護衣のキットを6,000セット、パルスオキシ

メーターを30個、ロングタイプのアルコール検知器を27台の購入に要する経費を計上しているところです。

県警察では、感染防止に万全を期すため、予算を確保し、必要なときに必要な装備機材を使用できるように整備をしていく所存です。

○清水委員 特に地域課の方とか外に出られる業務の方、パトカーに乗る方もそうですが、いろいろなパターンが考えられますので、そのときそのときで対応したやり方が必要ではという気がしています。例えばパトカーで出たときに、使い捨てのマスクが幾つパトカーに搭載されているのかも分かりませんし、人に接するときや接された後にアルコール消毒液、ジェル状やシートタイプの消毒剤を使って、自ら守ることも必要ではと思います。

せんだって、兵庫県警察署で感染者が見つかり、業務が署ごと止まってしまった事例もありますので、ぜひとも細心の注意を払っていただきたいと思います。諸々検討していただき、必要なものがあれば提案し、予算を獲得していただきたいと思いますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

もう一点、先ほど自動車事故の損害賠償額の決定のご報告がありました。この中で気になったのが、11番、12番、13番の事故で、保険研究センターの職員が運転していて、正面衝突されています。

人事課に確認したいのですが、個人がどうこうというよりも、令和2年4月1日ですので、ちょうど新型コロナウイルスのPCRの検査等々で非常に忙しい時期だったので、ひょっとして過労による事故が原因であったのかどうかは気になりました。その説明をできればお願いしたいと思います。

○中野人事課長 清水委員お尋ねの記載の損傷事故ですが、詳細な報告は人事課としては受けていません。後刻詳細を確認し、報告させていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○清水委員 169号線の奈良市古市の近くで車両が正面衝突したことにより発生した自動車の損傷事故という同じ文面が11、12、13番とあるわけです。ということは、時間帯もこれでは分からないのですが、何らかの事情があって正面衝突をされたと思います。調べていただいて、ご報告いただくようお願いいたします。

○乾委員長 ほかに質疑がなければ、理事者に対する付託議案の質疑は終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○荻田委員 当委員会に付議されている議案について、賛成します。なお、要望として、総務部長におかれては、この本定例会に出されている補正予算、一刻も早く、スピーディーに予算措置を講じていただいて、迅速な対応、予算の執行をお願いしたいと思います。

○中野委員 同じく賛成します。

○松本委員 自民党絆においても、全議案に賛成させていただきます。

○猪奥委員 私どもも賛成します。

○山村委員 賛成します。

○清水委員 日本維新の会も、全議案賛成します。

○亀甲委員 公明党も、全議案賛成させていただきます。

○山本副委員長 賛成します。

○乾委員長 ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行いたいと思えます。採決は簡易採決により一括して行いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○乾委員長 それでは、お諮りします。議題54号中、当委員会所管分、議題58号、議題59号、議題61号、議題63号及び報第20号中、当委員会所管分については原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○乾委員長 異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件についてです。報第2号中、当委員会所管分、報第16号及び報第21号中、当委員会所管分については、先ほどの説明をもって、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出された陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付していますので、ご了承願います。

次に、その他の事項を含め、質問があればご発言願います。

○清水委員 まず、兵庫県宝塚市でボウガンを用いた殺人事案がありました。内容は、報道されていることしか存じ上げないのですが、たしか23歳の方がお母さんを含めご家族を殺害されたという事案でした。

今、国で、銃刀法関係についてご議論いただいていると思います。危険玩具に当たるそれらについての規制は非常に難しいですが、何らかの対応が必要ではないかと思った次第です。

奈良県の青少年の健全育成に関する条例の内容を確認すると、何回か改正されており、最終改正が平成10年の6月2日です。危険玩具として指定されているのが、ナイフであれば折り畳み式ナイフ、固定式ナイフ、スライド式ナイフ、仕込みナイフ等々、刃の長さによって決められています。また、昔パチンコと言っていたスリングショット（ゴム）銃や、モデルガン、それらについては規定があるのですが、ボウガンについては何ら規定がありません。

条例はそれぞれの事業者に対して、インターネットもそうですが、販売店に対しても、努力規定しかないのです。ということは、どこで誰が買っても、管理するところには至っていないのが現状です。免許証の写しを出してどこでどなたが買われたとか、学生証を出してどこそこの学校の誰がこういうものを買ったとか、そういうことを調べる手立てがありません。恐らく警察でもご苦労されていると思います。何か事件があったときに、例えば散弾銃にしても空気銃にしてもライフルにしても銃であれば当然届けがあるので、犯罪者を捜査する資料の1つになると思います。ところが、こういう危険玩具は、誰がどこで買ったか分からないという状況になっています。銃刀法関係は、国できちんと整理されて、恐らく今後議論されると思うのですが、青少年健全育成条例について、ボウガン指定等が、私は必要ではないのかと思いますので、この点について、山下総務部長、ご所見があればお願いします。

**○山下総務部長** 今の、清水委員がおっしゃった点は、視点として持つ必要があると思います。ただ、オールジャパンでどう対応するかという考え方があります。個人的な見解を申し上げますと、ボウガンがなぜ普及しなければならないのかという思いはあるのですが、それを置いておいても、例えば奈良県だけで条例化をしてということでは、なかなか投網的な規制は難しいと思うので、先日あった事件を契機にそういった問題意識が全国的に湧き上がることが必要ではないかと思っています。

**○清水委員** 今、あの事件に対して警察庁でもいろいろご議論されているかと思いますが、現状どうしていくべきなのか、もしくは今議論されている内容を開陳できるのであれば、県警本部長のご意見があればお願いします。

**○桑原生活安全部長** 通称ボウガンと呼ばれている正式名称クロスボウ関係の取り締ま

りに関してお答えします。

まず、清水委員ご指摘のとおり、クロスボウについては銃刀法の規制対象ではありません。従って、クロスボウそのものを所持、販売することを禁じる法律はないことになっています。ただ、県警察としては、正当な理由なくクロスボウを携帯していた者などに対して、あらゆる法令を駆使して取り締まってまいり所存です。

適用法令として考えられる1つが、クロスボウを他人に不安を覚えさせるような方法で携帯していた場合は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例、いわゆる迷惑防止条例に抵触します。

またクロスボウを正当な理由なく隠匿し、携帯していた場合は軽犯罪法で、クロスボウを使って、暴行、脅迫、器物損壊等の罪を犯した者については、暴力行為等処罰に関する法律で取り締まることが想定されるところです。

また、青少年健全育成条例のお話が出ていましたが、知事部局担当課において、本日からこのクロスボウが奈良県青少年の健全育成に関する条例における有害がん具刃物類に指定されたということです。従って、販売業者が18歳未満の青少年に対し販売等した場合には30万円以下の罰金が科されることになりましたので、警察として適正に対処してまいりたいと考えているところです。

**○清水委員** 速やかな対応、本当にありがとうございます。犯罪は、抑止力がないと意味がないと思いますので、犯罪が起きてから後手に回って法や条例整備することでは本当に安心な奈良県をつくっていけないと思いますので、一刻も早い条例整備をしていただいて、お礼申し上げます。

もう一点、通告していなかったのですが、先週の金曜日の読売新聞の朝刊に、コロナ対策本部会議の議事録が奈良県は取られていない、9県で議事録がないという記事がありました。なおかつ奈良県においては専門家会議が置かれていないということです。今後について、このような何年に1回しかないような大変な、言ってみれば災害以上のことが起きているわけですから、議事録がないというのは何故なのかと思いました。議事録がないままいかれるのか、再度きちんと整理されるのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

**○中西知事公室次長兼県土マネジメント部次長** 新型コロナウイルス感染症対策本部については、今年の1月29日に第1回会議を開催し、6月12日まで12回開催しています。第1回から音声記録は全て残しており、第4回以後は動画も撮影し、全てユーチ

ューブに投稿し、奈良県ホームページから閲覧できるようにしています。また、第1回から3回までは、報道機関へ冒頭のみ公開としていましたが、第4回以降は報道機関に全て公開、毎回会議終了後に、その場で知事記者会見を開催し、記者からの質問に知事が答える場を設定していました。しかしながら、読売新聞朝刊に記載された記事のとおり、奈良県では文書による議事録は作成していませんでした。

会議の内容、配付資料は全てホームページで公開しており、透明性については全く問題ないと考えています。実質的に議事録があるのにも等しい状態であったと考えていますが、誤解を避けるため、音声記録を基に、文書による議事録を現在作成しているところです。今後は動画のみならず文書でも、配付資料と併せて公的な記録として保存しておくように努めてまいりたいと考えています。

**○清水委員** デジタル化の時代なので画像だけでいいということではないと思いますし、文書としてきちんと整理しておくことが大切なことと思いますので、ぜひとも早めに作成していただいて、併せて公表していただくようお願いしておきます。

もう一点、専門家会議については、国でもいろいろな議論があって、ドクター等感染症の対策者だけではなく、経済界、法曹界も含めた議論が必要だということで、国は専門家会議をもう今後やりませんという結論に達されたわけですが、奈良県は専門家会議をなぜ置かなかったのか、そして今後も置く必要がないと思われているのか。この2点のご意見をお願いします。

**○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当）** 奈良県では専門家会議を設けておりませんが、実は感染のいわゆる終期に当たって、特に自粛要請等を解除するときなど、具体的な休業要請を解除するに当たっての判断をいただく機関として、出口戦略会議を結成しております。この会議は、医療関係はもちろんのこと、看護師、経済界の方たちも含めた会議です。新型コロナウイルスの関係もあり、一堂に会する会議という形は取れていないのですが、私どもがいろいろ対処方針などを作成するに当たり、文書等で照会し、回答いただいた意見を基に修正等する形で会議を運営しておりました。

会議そのものは現在もまだ継続をしており、必要に応じて皆さんにご意見を伺いながら、今後も進めていきたいと考えています。

**○清水委員** ということは、この読売新聞さんの書きぶりが横暴になっているのですね。専門家会議はあるけれどもないと書かれたという感覚なのですか。



今、中西知事公室次長がおっしゃるように、文書でのやり取りや電話で聞いたりしたことなども記録として残していかないといけないと思うのですが、そのための専門家会議、いわゆる第三者にいろいろなことを聞いて情報を収集し、県がまとめて対処方針をつくっていくということだと思のですが、そのやり取りも含めて、会議という場を設けなくても実質そういう専門家会議としての機能があると理解していいのですか。

**○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当）** この新聞社のいう専門家会議の定義がはっきりしなくて、実は、議事録も、いわゆる電磁的なものも議事録となるかどうかを新聞社ともいろいろやり取りしたのですが、新聞社はあくまで紙だということでバツになってしまったということもあります。

専門家会議についても細かく議論はしていないのですが、新聞社が言うところの専門家会議は国のような、どちらかという医療関係者が行ったもの中心であったので、奈良県ではないという判断になったのではないかと考えています。出口戦略検討会議はコロナに関する会議ですが、どちらかという収束に向けての会議だったので、その辺がもしかしたら方向性が違ったのかもしれませんが。そこは新聞社が私どもとのやり取りの中で、そういう判断をされたということですよ。

**○杉中危機管理監** 補足的に申し上げますと、読売新聞の取材に関しては、単純に議事録があったのかどうかというやり取りが主だったものと認識しています。その中で、先ほど中西知事公室次長から説明したように、本県の出口戦略検討会議は、詳細な資料をお示しし、それについての説明を関係者が情報共有するというスタイルで進めておりました。そういうことで、実質的に議事録があるに等しいということをお互いに取材の中でお話をしていましたが、全国的に統計を取る中で、一律にマルかバツかという色分けをした結果、あのような形になったと記者からもお伺いしましたし、我々もそのように認識しています。

ただ、清水委員がおっしゃったように、文書として残すべきという反省もありますので、記録としては残していきたいと考えています。今後、第2波に備え、どういう知見が必要であるかということ整理していく必要もあるかと思えます。そのような中、どういう形で専門的知見を得ていくかということについては、慎重に検討していきたいと考えています。

**○清水委員** 一般の有権者の方はこの新聞紙面を読まれて、「奈良県、何しとんねん」

と、なってしまいますので、新聞社やマスコミも一言足りないだろうというところもありますし、奈良県からも一言足りないだろうというところもある気がします。

議会のコロナウイルス感染症対策会議でも細かく報告いただいております、我々はよく知っているのですが、何故これを聞いたかというところ、新聞媒体に「無い」という情報が掲載されることの恐ろしさを知っておいていただきたいからです。メディアも紙面が限られていますが、もう一つ項目をつければいいだけの話ですから、きちんとした情報を流してほしいと言っておかないといけない。そのようなことも含めて、外に情報を出すときのやり方をもっと研究しておいていただきたいと思います。

もう一点だけ要望ですが、代表質問でも五條の大規模広域防災拠点のお話をさせていただき、知事からも段階的な整備をやりますということをおっしゃっていただいておりますので、事前調査をやっていただいている中で、新型コロナウイルスの関係で、現在、業務もひよっとしたら止まっているかもしれません。できるだけ早い時期に、当委員会にも、こういうものができましたというご報告をいただきますようよろしくお願いいたします。

**○亀甲委員** それでは2点質問させていただきたいと思います。

1点目は、給料ファクタリングと呼ばれる新しいヤミ金といわれている被害が全国的に広がってきているという話を聞いています。

給料ファクタリングとは、個人の賃金の債権を取って金銭を交付し、個人を通じて資金を回収することです。例えば、月収20万円の人がいれば、現金が必要となったとき、業者に申し込むと20万円から一定の手数料を引いた額が口座に振り込まれるというものです。インターネット上では、給料の前借りサービスということで、借金ではなく、利息の心配もないなどと宣伝しており、手数料は、利用者が受け取る現金の約2割が多く、これを年利で換算すると、法定金利の約10倍になる業者もあると載っていました。ファクタリングは、もともと中小企業が取引先から代金を受け取って、権利を第三者に売却して、当面の資金を調達する合法的な手法なのですが、業者がこれを給料ファクタリングと装って、貸金業ではなく規制対象にならないと主張されているようです。

ただ、先日、金融庁で、貸金業法に定める貸金業に該当するという解釈が示されました。今般の新型コロナウイルスの影響もあり、特にサラリーマンの方などが、仕事等で大変苦しい生活をしている中で、このような新たな手法で、お金を貸す事が出てきています。奈良県において、相談事例、検挙等、何かあれば教えていただきたいと思います。

**○桑原生活安全部長** いわゆる給与ファクタリングについて、今、亀甲委員がおっしゃ

られたとおり、個人の給与を債権とみなして、その給与債権をファクタリング業者に買い取ってもらう資金調達の方法と承知しているところですが、労働基準法では基本的に給与については原則労働者へ直接支払わなければならないと定められています。債権譲渡された第三者への支払いを禁じていることであり、当該債権の回収は当該資金調達を受けた者に対して行われるのが実態となっています。したがって、経済的に貸付けと同様の機能を有していると考えられ、いわゆる給与ファクタリングを業として行う者については、貸金業法上の貸金業に該当し、規制の対象となるという解釈が金融庁から先般示されたところです。よって、貸金業登録を受けずにこうした業務を営む者については、違法な、いわゆるヤミ金融業者になるということです。

ヤミ金融事犯の検挙状況ですが、ヤミ金融事犯全体では本年の検挙はございません。昨年は2件検挙をしています。ただ、この2件はいわゆる給与ファクタリングをうたったヤミ金融事犯ではありませんので、給与ファクタリングをうたったヤミ金融事犯については、これまでのところ、本県では検挙事例はないということになっています。

一方で、ヤミ金融事犯に係る県民からの相談ですが、ヤミ金全体で、昨年で30件、本年は5月末までに13件あります。ただ、これらも給与ファクタリングに関する相談ではありません。また、県の消費生活センターから県警察への情報提供も現在のところはありません。

**○亀甲委員** 県内においてははないということで、よかったですと思います。ただ、全国的に見ると少しずつ増えてきているというお話なので、今後、奈良県警として被害の防止に向けてどのようなことを考えておられるのか、お聞きできたらと思います。

**○桑原生活安全部長** この種のヤミ金融事犯の勧誘は、近年、インターネット、SNSを利用してされることが多いので、警察で、サイバーパトロールや県民からの通報により、インターネット上でこのような情報を把握すると、サイト管理者に削除依頼します。また、返済金の振込みに利用された預貯金口座が判明した場合は、金融機関に対し口座凍結を依頼することにより被害の拡大防止に努めているところです。

また、いわゆる給与ファクタリングに関して、金融庁がホームページで被害防止に関する注意喚起を現在行っています。県警のホームページからも閲覧できるようにリンクを貼っているほか、警察庁が関係団体と協力して作成したヤミ金融事犯に対する注意喚起を促すリーフレットの提供を受け、各警察署を通じて配布するなどして、被害防止の啓発に努めているところです。

この種の事犯については県民から寄せられる情報が重要になってくるので、警察総合相談電話や悪質商法110番等のさらなる周知を図って情報収集に努め、違法情報を把握すれば、法と証拠に基づいて適正に対処してまいる所存です。

**○亀甲委員** 給与ファクタリングを、知っている方はよく知っておられるかなと思うのですが、知らない方もたくさんおられます。簡単にスマホなどで閲覧でき、審査が甘く、3社ある情報信用会社にも載らないということで、いろいろなところでお金を借りられなかった人も、給料があれば前借りサービスのような形ができるということです。給料が幾らか引かれて前借りしているわけなので、次から次へとお金を借りていけない形になり、しまいにはもっと大きな借金になっていくのではないかと危惧しますので、今後、新型コロナウイルス感染の、第2波、第3波になったときに、県民の皆様が苦しい思いをしている中で、安易にヤミ金に行かないような体制もしっかりつくっておいていただきたいと思います。どうか目を光らせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

もう一つ、今日もテレビなどでやっていましたが、あおり運転の厳罰化が明日から施行されます。県のものも見て、新聞でもいろいろ見たのですが、簡単に制度の概要と今後の取組、どう周知していくのか教えていただけないでしょうか。

**○山崎交通部長** あおり運転についてですが、妨害運転という罪名で道路交通法が改正され、明日施行されることとなりました。内容について概要ですが、通行を妨害する目的で交通の危険の恐れがある方法により一定の違反をする行為で、車間距離の不保持、あるいは急な車線変更、高速道路で駐停車等する等の類型があります。この行為により交通に危険を生じさせた場合や、さらに重たい罪として、著しい危険を生じさせた、実際に人身事故が発生した場合も含めて厳しい罰則が設けられています。さらに、行政処分についても違反点数が25点あるいは35点ということで、一旦取り消しになると2年ないし3年の欠格期間になると改正されています。

警察の取組としては、改正された道路交通法を適切に運用し、悪質・危険な運転者を道路交通の場からなくし、併せて、抑止効果を含めた啓発に努めてまいりたいと思っています。具体的には、高速道路上においてパトカーや白バイを用いて取締りをする一方で、サービスエリア等での啓発活動等も取り組んでまいりたいと考えています。

**○亀甲委員** あおり運転は報道等でもいろいろされていますが、なかなかなくなならないというのが現状だと思っています。経験された方もおられると思うのですが、結局、あ

おり運転は、どこまでがあおり運転なのかということがすごく難しい。県のHPであおり運転の対象となる違反が10に分類されており、あおり運転の被害者、加害者があると思うが、何としてもあおり運転させないということを念頭に置いて、どう啓発していくのがすごく大事なのではと思っています。あおり運転はよく分かるのですけれども、どうしたらなくなるのかという部分は分かりにくいところもあると思いながら見させていただきました。あおり運転を少しでもなくなるように手を打っていただきたいと思っています。

あともう一つ、警察車両のドライブレコーダーはどれぐらいついているのか、もし分かるのであれば教えていただきたいと思います。

**○山崎交通部長** 今、手元に確かな数字を持っておりません。ただ、白バイ・パトカーには複数台ドライブレコーダーを設置しています。

**○兩宮警務部長** 警察車両や公用車におけるドライブレコーダーの配備状況ですが、昨年12月末現在で、4輪車703台中175台、2輪車54台中24台に配備をしている状況です。

**○亀甲委員** ドライブレコーダーは今、ついていて当たり前と言ったら申し訳ないのですが、お金もかかることですが、先ほどの事故の話も、県の職員だけではなく警察の職員も含めて、公務中に事故をする可能性も秘めていますので、ドライブレコーダーの設置をどんどん進めていっていただきたいと思います。今後、あおり運転等が少しでもなくなるように、しっかり頑張っていただきたいと思います。どうかよろしく願い申し上げます。

**○山村委員** 県で、新型コロナウイルス感染症に備えた避難所の運営に係るガイドラインで、この間、避難所での感染対策としての備えをやっていると思います。その中で聞いている要望ですとか、気づいたことがありますのでお聞きしたいと思います。

一つは、避難所そのものが、これまでコロナ感染がない時期からでもトイレの問題とか、あるいは密集度の問題とかで、衛生環境が大変劣悪な状況になっている実態があったと思います。そこを改善して、さらにコロナの対策もしていけないといけなくて、これは大変市町村にとっても大きな課題になっているのではないかと感じています。場所の問題とか人の問題とか、いろいろなことが起こってくると思っているのですが、そこで多くの方から、コロナに感染するぐらいだったら避難所に行きたくない、

できるだけ行かない選択をしたいということが聞こえてくるのです。

でも、そうではなく、命を守るために避難すべきときはしないといけないと私は思うのですが、それをどういうふうに啓発していくかという問題になるのかもしれないかなということがあるのと、最近の避難の全国的な現状を見ておりましたら、避難所に早目から行かれる選択をする場合、あるいは、避難所に行きたいと思ったときには既に周りが浸水していて、家から出られなくなっている状態になっていて、結局自宅で2階に避難するとか安全な場所に移動するという形で、避難所まで到達できない状況が多々起こっているように思うのですが、そういう、自主的に避難所と違うところに移動したり、自分の家にいる場合など、法的には勝手にそこにいるということになってしまえば、援助の手や救済の手が届かないことになってしまうことがあると思うのですが、その場合どのように対応していただけるのか1点お聞きしたいのです。

**○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当）** いわゆる避難は、避難所へ行くことだけではなく、場合によっては自宅にとどまる、または避難所以外のところに逃げるということが有効な場合もありますので、私どもとしても避難というのは避難所へ行くことだけではない、安全なところへ行き、身の安全を守ってもらうことが避難だということは呼びかけています。

その中で、山村委員お述べのように、避難所に行かない人たちへの支援が一つ課題になります。私どもも実は、平成30年7月豪雨のときに県職員が宇和島へ避難所支援で参りました。実際そういうところに行くと、市町村の方だけで全てを把握することはできず、避難所に避難をしていない方、自宅にいらっしゃる方への支援、連絡が行き届かなかったことが非常に課題であったと聞いています。

私どもとしても、そのような課題を踏まえ、本年3月に修正した奈良県地域防災計画において、避難せずに自宅にとどまっている方、また、車中泊、車の中に避難されている方に対してもしっかり支援していこうということを盛り込んでいます。

またこれとは別に、住民の皆様にもいわゆる防災の基本である自らの命は自らが守るという自助の原則に基づき、各家庭においてもできれば1週間分以上の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に努めていただくように、周知しているところです。

今後、市町村ともいろいろ連携しながら、避難について周知する取組を進めていきたいと考えています。

○山村委員　そういう場合、人手が問題になってくると思います。宇和島の例でもありましたが、なかなか手が行き届かない中で、どうやってそれをやっていくのかということと、日頃から避難所に行きにくい状況にある方々を把握しておくことも大切ではないかと思しますので、引き続きその充実に向けて検討していただきたいと思います。

もう一点お聞きしたいのは、いわゆるシミュレーション、新型コロナに備えたガイドラインの中でも言われていますが、実際に発熱されている方がいらっしゃるなど感染の疑いが起こった場合に、そのスタッフだけではなく、医療機関や医療スタッフ等専門家の方の支援がすぐに受けられるような体制、相談したりとか、見に来てくれたりとか、そういう人が派遣されてくるという連携等そのような仕組みが市町村の中でできているのかと思っているのですが、その辺はどうでしょうか。

○中西知事公室次長（防災担当、防災統括室長事務取扱）兼県土マネジメント部次長（大規模広域防災拠点担当）　感染者への対応は非常に難しい課題だと考えています。基本的には県としてまず保健所がありますが、保健所が全ての避難所に行くことは無理であり、必要であれば相談には乗れるのですが、なかなか県の体制として、皆さんのところに支援に行くのは難しいと考えています。

また、医療機関も地域によりそのような支援ができる場所とできない場所、いろいろあるかと思しますので、そういうことも含めて、市町村がまず地域の現状を踏まえた対応をしっかりと検討していただきたいと思し、県も支援できる場所はし、相談できる場所は相談に乗りたいと考えています。

○山村委員　その場合も、すごくマンパワーが問題になってくると思のですが、どこでそういうことが出ても対応ができるような仕組みや体制、ルートを今の間につくっておくことがすごく大事だと思います。一旦そのような感染疑いになったら、現場の中ではパニックになると思しますので、それに対する事前の準備をきめ細かく、特に医療に関してはやっていただきたいと思していますので、その点、ぜひともお願いしたいと思します。

あともう一点お伺いしたいと思しているのは、奥大和のことです。県内周遊観光を促進するために新たなイベントも開催されることが予算の中で説明がありました。県では県内の観光旅行をされる方に対して補助があるという新たな制度ができています。それは県内の方に使われることで、一定の効果があるのではと思っているのですが、その場合に、行こうと思っても、奥大和に行く交通機関とか、移動手段とか、また県内の中で

もそうなのですが、車を持っている方はいいのですが、そうじゃない方が気軽に遠くにある珍しいレストランに行って、食べてみようと思われたときに、移動手段があまりにもない場所、特に遠いところではあるので、以前に移動を支援する制度がありました。そういうものが同時にあると非常に使いやすいし、いい制度になるのではないかと思います。

せっかく行かれたら減額できるものができたのであれば、使ってもらうための手段も県としても考えてやっていただいたら、高齢者の方とか大変喜ばれるのではないかと思いますので、そのようなことを考えられないでしょうか。

**○福野知事公室次長（南部東部振興・移住交流担当、奥大和移住・交流推進室長事務取扱／防災（技術）担当）** 山村委員から、奥大和への二次交通整備はなかなか難しいのではないかとご意見をいただきました。まさしく言われるように、車でなかったら行けないということと、宿泊施設、吉野山とか洞川温泉、十津川村の十津川温泉、湯泉地温泉等が今回のコロナの影響でかなり打撃を受けており、県民向け限定クーポンも、今、予算が議会に上程されています。それと同時に、実は県民向けのクーポン以外にもいろいろな支援をできるようなメニューがあり、それをうまく使って、二次交通の支援をできるようなやり方を、3つの市町村プラス国道169号沿いの3村に声をかけ、市町村事業で応援できるメニューや市町村、民間事業者が行う事業に対して、民間だと3分の2という感じで進めている事業の予算が今上程されていますので、地元側と奈良交通株式会社と話を始めています。昨年十津川村が独自で行いました直行バスを走らせる事業があったのですが、あれを何かできないかということで、今相談しています。議会で予算が成立しましたら、進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

**○山村委員** 了解しました。ぜひ使いやすいものを考えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○猪奥委員** 先般の一般質問で、樋口議員が奈良県の戦略的広報のことについてお尋ねされ、そのとき、樋口委員がおっしゃっていたのは、奈良県、いい取組をしているのだが、それがなかなか十分に伝わっていないことが県民の皆さんに不安を与えてしまっているのではないかということでした。

私も県民の皆さんからいろいろお問い合わせをいただいて、それぞれの担当課にお聞きをすると、奈良県はこういうふうにあります、ああいうふうにありますよと言っていて、その言っていたことをお伝えすると、安心されると。非常に



やっただいてはとてすばらしいことなのですが、お伝えするすが、奈良はもともとあまり上手じゃないと。

一方で、テレビをつけると、大阪の知事は毎日テレビに出ていらっしゃるので、奈良県民は奈良のことよりも大阪のことのほうがよく知っているという現状が残念ながら起きてしまっていました。この間、奈良県のホームページの発信も、コロナが起きてすぐよりは随分とよくなってきたし、つくりなんかも、走りながら変えていただいて、都度都度よくはなっていると思います。少し前に、奈良県のホームページを抜本的に変更していきたいというお話を伺ったかと思うのですが、その後急にコロナになり、ストップしていると思いますが、これからの奈良県ホームページや広報を、コロナを経てどういうふうに進めていこうと思われているのかをまず教えてください。

**○毛利広報広聴課長** コロナの感染拡大防止を受けて、県の広報戦略をどうするのかというご質問かと思ひます。

できる限りの県で持っている広報ツールで、SNS、ホームページ、県民だより等々を含め、持っている広報ツールをフルに活用し広報したつもりではありますが、まだまだ広報不足だというご意見をいただくことは承知をしています。

例えば近年始めたところだと、LINEとかで短い文章で情報を流し、そこで興味を喚起しホームページに誘導するなどの広報もやっています。手法も充実する必要はあると思いますが、できる限り様々な手法で情報を県民の皆様に提供し、興味を持っていた方にはさらに詳しい情報も提供できる形で、必要な情報に届きやすいように広報展開していきたいと思ひます。

**○猪奥委員** やり方を変えていかないといけないというのは広報広聴課でも思っておられたと思ひます。特に、有事の際は、県民の方が必要とされている情報と必要とされていない情報があると思ひのですが、当初の奈良県のホームページは、ほとんどの人が今必要としていない行政情報までも、同じぐらいの比重で出てきてしまっていたと思ひます。

このようなきに、広報広聴課の役割は非常に大きいと思ひます。県としてお知らせしたいことと、県民の方が今お知りになりたいことの間には乖離があり、それを調整する役割が、広報広聴課の役割の一つだと思ひのです。その象徴的なものの1つがホームページの緊急ページへの切り替えで、防災統括室の方と一緒にやっただいたのだと思ひます。フェーズフェーズによって変わっていく知りたいことをキャッチするという役

割をぜひとも担っていただきたいと思っています。

もともとアクセシビリティも非常によくないので、ホームページとしての機能を向上するとともに、知りたいこととお知らせすることの乖離をできるだけ少なくするということをしていただくと、それぞれの担当業務が楽になると思うのです。コロナの間、県民の方からお問い合わせも多かったでしょうし、お問い合わせのほとんどが、同じことの繰り返しだったのではと思うのです。そのようなことを緩和する意味合いも含めて、ぜひともやっていただきたいと思います。

新型コロナウイルスのいろいろなプレスリリースがありましたが、プレスリリースする報道をつくっている現場の担当の方がリーダーになられているケースがありましたが、報道は広報広聴課の方が、まずその場でのリーダーになるような現場のありようも含めて、ぜひともご検討いただきたいと思っています。

もう一つ、災害時の外国人に対する情報提供について常々お尋ねしています。国際課と広報広聴課と防災統括室で協力して、それぞれの役割を果たしながら提供するというお答えをずっといただいていたのですが、今回の新型コロナウイルスにおける外国人に対する情報提供について、役割を決めておかなかったのでできなかったと思っています。

奈良県のホームページで、「Foreign Language」と書いているところを押したらずっと観光案内が表示されている状態が続いていました。今こそ「Information about COVID-19」という小さなタブをつくり、そこから飛ぶことになっていますけれども、それを見てもソーシャルディスタンスを取りましょうとか手洗いしましょうみたいなのが英語で書いてあって、果たしてそれは日本語を理解できないで奈良県に住んでおられる外国人の方にとって必要な情報だったかという、そうではないと思うのです。

比較ばかりして恐縮ですが、大阪のホームページの外国語のページを見てみると、大阪の人に提供している情報と同じものが英語で載っていたりするわけです。今の大阪の状況はこうですと、こうなったらこうしてくださいということが外国語で情報提供されている。

これは、普段からこういうことは情報提供し合いましょうと、どこが役割分担しましょうということが明確になっていないとできなかったと思うのです。恐らく私が外国でこういう事態になったときに、行政のホームページは頼れるものでなければならないのに、頼れるものになっていなかったのではないかと思います。

そこでお尋ねしたいのですが、災害時における日本語を母国語としない方への情報提供について、県としてこれからどのようにお取り組みいただけるのでしょうか。

**○辻国際課長** 新型コロナウイルス発生の際の外国人に対する情報発信について、どのような形でやっていくのかというお尋ねかと思えます。

今回、コロナウイルスの発生を受け、まず感染予防や、感染が疑われる場合の窓口への連絡方法等の周知を1月下旬から実施しました。英語、韓国語、中国語等で発信を随時し、あわせて、その情報を市町村の在留外国人担当窓口、県内の国際交流団体等にも周知し、積極的に外国人の方に提供いただくように依頼したところです。自治体国際化協会や、厚生労働省、各種団体が多言語での発信もしていますので、それらの情報についてもホームページに掲載するなど、情報発信に努めたところです。

また、4月以降、奈良県で緊急事態宣言があり、外出自粛要請や、休業要請が始まって以降は、まずは優しい日本語でその情報を発信するとともに、英語、韓国語、中国語で翻訳し随時ホームページに掲載したところです。

猪奥委員お述べの、しっかりその情報が外国人の方に伝わっていなかったのではないかというご指摘については、反省すべき点があったのではと思うところですが、できる限り最速で、最新の情報の発信に努めたところです。

また、外国人支援センターがJR奈良駅前にありますが、そちらでも随時相談等も受け付けており、外出自粛要請が始まってからは対面の相談は控えて電話のみの相談にはなりましたが、その間、例えば特別定額給付金の対象に自分はなるのかとか、休業しないといけないのだけれども家賃をどうすればいいのかという相談も随時受け付けており、それらの相談には丁寧に対応したところです。

**○猪奥委員** 今のご答弁を聞いていると、いろいろ情報提供としては十分だったのだけれども、それが到達しているかは分からないというお答えだったかと思うのですが、あれで十分に提供できていると思われていたのであれば、困ったことだと思います。

よその府県さんなんかも見比べていただき、どういう情報提供をされているのかということをご研究いただいて、いざというときにはこういうことをやろうということに次なる災害に備えて決めていただければと思います。今回は感染症でしたので、時間をかけて、外国人に入ってきていただかないようにして、奈良県内にはあまり外国人の方がいらっしやらない状況ではありましたが、これが大きな台風とか地震であれば状況は違ってきますので、この状況であれば全く対応できないと思います。

困ったときはここに連絡してくださいと出ていた帰国者・接触者相談センターの電話番号も載っていましたが、これは外国の方が外国語で電話して対応できるような状況だったのでしょうか。

**○辻国際課長** 医療部局で、当初に自動翻訳等の機器を導入され、最初の対応についてはその機器で対応し、さらに詳しい相談が必要な場合は、国際課で通訳可能な分については支援する形で連絡体制を取っていたところです。

**○猪奥委員** 医療部局で自動翻訳機器を導入し、国際課でお手伝いしていたということは、帰国者・接触者外来にお電話していただいても、それぞれが困ってしまう状況が起きていたということですか。

**○辻国際課長** 接触者外来に相談があった場合は、自動翻訳装置でまず対応するという事になっておりましたが、実際、その機器を使うような相談内容があったということはお聞きしていません。

**○猪奥委員** ここに電話するようにご案内いただいたら、いろいろ解決していただくのだろうと、見られた方は思われます。こと外国の方に対する情報発信は、単純に訳したらいだけではなく、こういう状況ですとか、日本の当たり前になっている状況とは皆さんが違うという前提で取り組んでいただかなくてはならない、そういうことも含めて十分な情報発信をお願いしたいと思います。

長くなって申し訳ないのですが、最後に1点、県立の旧奈良工業高校の跡地のことについて教えていただきたいのです。

高校最適化計画も徐々に進みつつあり、また第2次の高校再編が行われ、空く校舎も出てくる頃と思いますが、10年前の再編で空いた土地がそのままになっている状況も忘れてはいけないと思います。旧奈良工業高校の跡地に関して、今どういう状況で、次どうしていくのかということをお教えください。

**○尾崎ファシリティマネジメント室長** 旧の奈良工業高校の跡地のことについての質問かと理解しています。

猪奥委員がお述べのように学校再編が進み、旧奈良工業高校の跡地についても、昨年度に教育委員会で校舎の除却をされ、今更地になっています。ほかの資産でもそうなのですが、まず地元を活用されませんかということで、奈良市に問いかけし、一旦奈良市からの回答もあったのですが、周りの住民の方からの要望などもあり、現在、まだ、使い方は決まっていますが、奈良市や地元の方との話し合いをしているところです。

○猪奥委員 いろいろ資産が空いてきたりとかする中で、奈良県ではファシリティマネジメント室をつくっていただいて、活動していただいているのですが、できた頃は知事  
の言葉の端々にもFM、FMという言葉が出てきたと思うのですが、最近あまり興味を  
持っておられないのか、聞かないなと思います。つくるのは簡単ですが、なくしていっ  
たり集約していったりというのは非常に難しく、力もかかることではあります、せ  
かく県として方針を立てて、スケジュール感を持ってやっていただいていることに関し  
ては、市町村としっかり話をさせていただいて、前へと進めていただくようお願いして  
終わります。

○山本副委員長 私からは信号機の設置について質問したいのですが、過去20年間で  
何度か信号機の質問をした覚えがありますし、県会議員の皆さんも、信号機について質  
問をされたり、要望をほとんどの方が受けて発信しておられると思います。今回創生奈  
良の議員たちからの代弁ということもあり、質問をさせていただきたいと思います。

簡単に3点ほど。今年度の奈良県下における要望箇所、そしてその中から予算措置を  
されているのが何か所あるのか。その設置基準はどのようにして優先順位を決めておら  
れるのか。もちろん予算はないのは知っていますし、数か所、新規の信号機は5か所と  
も7か所ともいわれますが、その中で古い信号機も活用されているのはどれぐらいある  
のかまた、聞くところによると、警察予算だけではなく土木予算で信号機を設置してお  
られるといった話も聞くのですが、それほどの程度あるのか、お尋ねしたいと思います。

○山崎交通部長 これまでに把握している要望箇所は76か所あります。令和2年度は、  
設置基準に基づいて5か所設置予定をしています。

信号機は、交通の安全と円滑を図ることを目的として、交差点または横断歩道におけ  
る交通流の交錯による交通事故発生状況を未然防止し、一定の交通量がある場合には交  
差点の処理能力を改善して遅れ時間を減少させることができます。

警察庁が示す信号機設置の指針では、信号機の設置に当たって、車両及び歩行者の交  
通量、交差点の形状、交通事故の発生状況等を踏まえて調査・分析するとともに、他の  
交通安全対策により代替が可能かどうかを考慮して、交通の安全と円滑のバランスを取  
ることが必要とされています。

県警では、信号機設置の指針に基づき、地域の交通の安全と円滑を確保する上におい  
ては、一時停止規制など、ほかの対策により安全を図ることができる、または図ったほ  
うがよい場所もあることから、そうした点を考慮の上、真に必要性、緊急性の高いとこ

ろから、設置しています。また、設置後も、信号機の機能を維持していくことが重要と考えていますので、これについても取り組んでいます。

もう一点ご指摘の、公安委員会以外の信号機ということについては、過去5年で申し上げますと、道路交通法の5条第2項の規定に基づき、平成29年度に大和郡山市において押しボタン式信号機2基を設置しています。ほかにも平成30年度には、吉野郡上北山村内の国道169号で発生したのり面の崩壊に関連して工事事業者が交互信号を設置するなど、公安委員会以外が設置した信号が存在しています。公安委員会以外の事業者が設置する信号機であっても、設置に当たっては交通の安全と円滑の両面において検討する必要があるため、警察庁が示す信号機設置の指針に基づいて、警察として交通実態を調査・分析し、必要性、緊急性を判断しています。

さらにもう一点、古い機材については、例えば今でしたらLEDを進めることで、環境対策あるいは費用の削減等を図っています。

このように古くなった機材、さびたり、レンズ焼けをしたものについては、再使用はしていません。ただ、道路事情が変わって、例えばバイパスができて、移動する交通の量が違って移設するといった場合がもしあれば、まだ使えるものを移設することは行っています。

**○山本副委員長** 5か所というのは、20年前も5か所から7か所というような数字だったと思うのですけれども、この点、予算というのは警察本部から財政課へ要望するのか、どういうふうな形で予算要望されているのですか。要望は76か所あるのですね。だからもう、既定事実として5か所から7か所しか駄目なのかということを経済課から言われているのか、そうではなく、毎年各市町村から70～80か所の要望が来ていると思うのです。それをどのように今後処理をしていくのか、5か所だと、15年ぐらいかかるわけですが、また新しい要望が出てくると。その辺はどうなのですか。

**○山崎交通部長** 警察としては、要望は全て受付をしますので、76か所となります。手元の数字ですが、そのうち50か所ぐらひはなかなか基準に合わない、交通量等からして必要性が認められないところになります。残りの二十数か所については設置を検討することができる中にはあります。その中で、一時停止などほかの代替方法で可能なものについては、要望された方といろいろやり取りをして対応しています。最後5か所は、警察としても必要と認めた数字となるわけです。

**○山本副委員長** その設置基準というのは、ここにもいただいているのですが、あまり

要望した人…。要望は、市町村の地元で要望して、市町村長から所轄の警察へ行くわけですが、時々、こんなことを言ったら大ごとなのですが、交差点で亡くなられても、信号機がつかないのだというようなことを聞きます。だからこの設置基準に合わないところが50か所あるということ、その辺、返事をきちっとされているのかどうか。

相手にも納得いくように、この設置基準があるわけですから、何かどこかでえこひいきしているのではないかと、要望の強いところへ先に優先順位つけているのではないかと、そのような誤解も招くところがあるので、この質問の中で1つ確認しておきたいのは、76か所ほどあって、50か所は基準に満たないのだということを私今初めて聞きましたが、しっかりそれは返してあげていただきたいと思います。要望された市町村長、地域の方々に、納得できるように通知していただきたい。

残りの20か所はそのような状況で、予算がないのかなということなので、それは我々も、これは財政課へしっかりと要望していきたい。信号をあまりにもつけたら渋滞が起こるということはよく分かっています。だからといって、予算措置に関して毎年5か所から7か所では…。

20年前、私が初めて聞いたときもこのような状況と返事をもらったことがあります。いろいろな議員が要望していてもなかなか予算が増やされない。もう長々と言うつもりはありません。最後に総務部長に、警察本部から毎年5か所という信号機に対する予算措置を財政課としてどのように思われますか。

○山下総務部長 信号機の設置に関して、警察本部からも答弁しましたが、全体の状況の中で、必要性を踏まえた形で、予算の措置が必要であるものについては、認識を共有できるべくしっかりと議論をした上で措置をしていくことになるのではと思っています。

○山本副委員長 最後に、こういうご答弁の中で、次年度の予算は本当に精査してどれくらい必要なのか、この5か所がどういう形で、県下で7か所必要か10か所必要かというところもあろうかと思えます。その辺の設置基準の勉強もさせていただきながら、聞き取りもさせていただいて、予算要望をまたしていきたいと思えますので、その点をお願い申し上げて終わっておきます。

○乾委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてですが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○乾委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

一言ご挨拶申し上げます。この構成による委員会は、特別な事情が生じない限り、本日が最終になるかと思えます。去年5月の正副委員長就任以来、委員各位及び議事者の皆様にご協力いただき、無事任務を果たすことができましたことを深く感謝申し上げ、簡単ではございますが、正副委員長のお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の委員会を終わります。ご苦労さまです。